

特定建築物の建築確認申請時審査について

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（以下、「建築物衛生法」という）は、竣工後の建築物について環境衛生上の維持管理を規定している法律です。しかし、建築物の構造設備に問題がある場合、いくら適切に維持管理しようと努めても良好な環境を作り出すことは困難です。

このため、保健所では建築確認申請時に、空調、給排水等の設備を安全、かつ衛生管理に適した構造とするように、事前に指導（審査）を行い、その結果を建築主事に通知しています。

建築基準法第93条第6項／特定建築物に対する目黒区建築確認申請時審査及び指導にかかる事務手続要領

.....

特定建築物とは

次の項目を満たすものは特定建築物になります。

- 建築基準法による建築物であること
- 特定用途に供される部分の延べ面積が 3000 m²以上であること
（学校教育法第1条に規定する学校にあっては 8000 m²以上）

特定用途とは

次の11用途が該当します。

興行場／百貨店／集会場／図書館／美術館／博物館
遊技場／店舗／事務所／学校／旅館

特定用途の面積

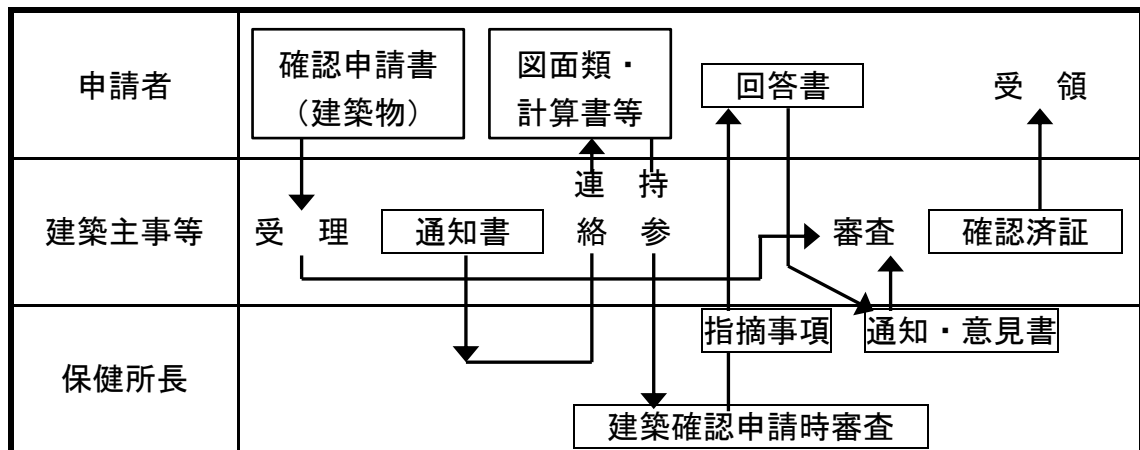
もっぱら特定用途に供される部分の面積のほかに、特定用途に付随する部分の面積（いわゆる共用部分。例えば、廊下、階段、機械室、便所など）を加算します。駐車場など使い方により取り扱いが異なるものもあるので、詳しくは保健所におたずねください。

お問合せ 目黒区保健所 生活衛生課 環境衛生係

03-5722-9500

審査の手順

- 1 該当適否審査
当該建築物が特定建築物に該当するか否か審査します。
- 2 建築物衛生法に係る審査及び指導
特定建築物に該当する、または該当する可能性があると判断した場合は、審査及び指導を行います。
- 3 改善指導
審査の結果、改善を必要とする事項があった場合は、その項目別に回答書を提出していただきます。



持参書類

審査に必要な書類として次のものが考えられます。

- 1 一般図面
案内図、配置図、立面図、断面図、平面図
- 2 空調関係図面
系統図、ダクト図、設備機器一覧表・仕様書
- 3 給排水関係図面
系統図、貯水（湯）槽・雑用水槽・排水槽関係詳細図、設備機器一覧表・仕様書
- 4 その他
風量計算書、加湿計算書、除じんフィルタ性能計算書、給水（湯）量計算書、雑用水量計算書、排水量計算書、廃棄物保管場所詳細図、カタログ等